

令和 8 年度

仕 様 書

委託業務名：令和 8 年度横瀬小学校体育館空調設備新設設計業務

勝 浦 町

仕 様 書

1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号最終改正令和6年3月26日国営整第213号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したものに關する業務を行うものとする。
業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号イに掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、建築確認申請が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

○	建築設計
	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
	敷地造成設計
	屋外附帯設計
○	積 算

- (2) 目標とする直接工事費の額 70,000,000 円

- (3) 工事施工予定期間 着工の日より 240 日間の予定

- (4) 設計書は次の工事別に作成する。

令和9年度横瀬小学校体育館空調設備新設工事

その他、町が指示する工事区分とする。

2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手前にあらかじめ業務計画書を作成し、監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、建築設備士の資格を有し（ただし、一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有し、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

- (2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上。ただし、原則として上記(1)以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りではない。）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について十分な経験と能力を有するものとする。

3 設計の進め方

- (1) 監督員の指示に基づき、基本計画を作成し、承認を得た上で、原則として履行期間の3分の1以内の日までに中間報告会を実施し、その結果により具体の設計に着手しなければならない。なお、基本計画には、原則として、次表のうち○印を付した内容を盛り込むものとし、記載方法や資料の内容については、事前の監督員との協議（指示）によること。

○	条件整理 ・法令・既存施設に関する諸条件の整理、施設管理者の要望の整理及び現地調査結果の報告
○	全体計画案の作成 ※平面図等に計画案を具体的に記載すること。 ・新築の場合：施設ボリュームの比較検討、全体配置計画の比較検討 ・改修の場合：条件整理を踏まえた改修内容の検討
○	工事計画案の作成 ・工程、工期及び仮設計画の検討
	施設計画案の作成 ※トイレ等レイアウト変更を伴う場合 ・建築、構造、設備計画の多角検討の上、ラフプランの作成
○	工事概算金額の提示
○	設備仕様案の作成

- (2) 設計業務等の実施にあたり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要の現地の現状を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、町の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。
- (4) 工事实施時に支障となることがないように、町、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認した上、文書で保存しておかななければならない。（例：建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等）
- (5) 目標とする工事費の額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。
- (6) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。
また、関係者との打ち合わせ事項等については、議事録を作成し監督員に提出しなければならない。
- (7) 建築及び設備の設計工程を明確にし、設計業務が円滑に進むよう各設計担当者相互の連絡を密に取らなければならない。
- (8) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

4 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士（建築設備士）登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

5 提出する設計図書等

(1) 設計が完了した時は、設計図書（図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等）の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し、審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（二つ折製本）	上記図面の製本（工事別各 3 部）	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書(電子データ)	C D－R または D V D ± R （正・副 1 部）	図面サイズは、監督員の指示によること。（注 1）
○	設計書	内訳書データ、白焼き 1 部	内訳書データは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	P D F データ 白焼き 1 部	(注 2) P D F データは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	グリーン化技術チェックリスト リサイクル計画書(積算段階) 資材使用調書 構造計算チェックリスト ユニバーサルデザインに関するチェックリスト 石綿含有調査に係る報告書及び石綿含有書面調査結果整理票	白焼き 1 部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書 手続業務を含む。 構造計算適合性判定及び建築物の建築物エネルギー消費性能適合判定が必要な場合は、手数料を含む。
○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
	都市計画法適合証明	必要部数	手続業務及び手数料を含む。
	省エネ措置の届出等 (注 3)	必要部数	届出等業務を含む。
	シーリング材種判定及び P C B 含有分析の要否判定報告書	1 部	
	外壁仕上げ材アスベスト含有分析調査報告書	3 部	調査箇所数（1）分析方法は J I S A 1 4 8 1－1 による。
○	その他監督員の指示するもの		

(注 1) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの。
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、町の指示による。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果品について、最新のウイルス定義データを用いて、ウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。

なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載事項は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、町の指示による。

- （注2） 設計計算書のうち構造計算書については、国土交通大臣認定プログラムにより計算を行うこと。
設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、監督員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

（3） 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一覧表 1

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙			1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録			2. 敷地平面図	
○	3. 共通仕様書			3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様書			4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、付近見取図				
○	6. 支障物件確認図				
	7. 面積表、面積計算書				
○	8. 概略工事工程表				
○	9. 仮設計画図				

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図			D. 電気設備設計図	
	1. 内外仕上表		○	1. 変電設備機器配置図	必要があれば
○	2. 各階平面図	遮熱フィルム貼	○	2. " 系統図	必要があれば
	3. 立面図		○	3. 電灯設備各階平面図	空調設備電源
	4. 断面図		○	4. " 幹線平面図	必要があれば
	5. 軸組図			5. " 平面詳細図	

	6. 基礎伏図			6. 器具取付詳細図	
	7. 床伏図		○	7. 電灯設備系統図	必要があれば
	8. 小屋伏図			8. 集合計器盤	
	9. 梁伏図		○	9. 分電盤	必要があれば
	10. 天井伏図			10. 器具取付表	
	11. 屋根伏図			11. 予備電源設備図	
	12. ペントハウス		○	12. 動力配線設備平面図	空調設備電源
	13. 平面詳細図		○	13. 系統図	必要があれば
	14. 矩計詳細図		○	14. 制御盤図	必要があれば
	15. 階段詳細図			15. 電話配管各階平面図	
	16. 各部詳細図 (2面)			16. 系統図	
○	17. 室内展開図	遮熱フィルム貼		17. 端子盤図	
○	18. 建具表	遮熱フィルム貼		18. 火災報知器設備各階平面図	
	19. 構造伏図			19. 系統図	
	20. 床梁及び壁リスト			20. 機械図	
○	21. 床板・階段・基礎配筋図	機器基礎		21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図			22. 系統図	
	23. ブロック配筋図			23. テレビ聴視設備各階平面図	
	24. 防火壁			24. 系統図	
	25. 山留め、水替詳細図			25. 機器図	
	26. 日影図			26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面		○	27. 電鈴設備各階平面図	リモコン配線
				28. 系統図	
				29. 機器図	
			○	30. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計図	
	1. 衛生設備各階平面図			1. 外柵門塀平面図及び詳細図	
	2. 系統図			2. 造園植栽平面図及び詳細図	
	3. 詳細図			3. 道路平面図及び詳細図	
	4. 消火栓設備各階平面図			4. 雨水排水平面図及び詳細図	
○	5. ガス設備各階平面図	必要があれば		5. 公園平面図及び詳細図	
	6. 受水槽詳細図			6. 構内舗装図	
	7. 高置水槽詳細図				

	8. し尿浄化槽詳細図				
○	9. 換気設備各階平面図	必要があれば			
	10. 〃 系統図			G. 設計計算書	
	11. 〃 詳細図			1. 構造計算書（構造計算チェックリスト含む）	
○	12. 冷暖房設備各階平面図		○	2. 設備構築物構造計算書	必要があれば
○	13. 〃 系統図			3. 給水流量計算書	
○	14. 〃 詳細図	機器表含む		4. 排水 〃	
	15. 空気調和設備各階平面図			5. 浄化槽容量計算書	
	16. 〃 系統図		○	6. 換気量計算書	必要があれば
	17. 〃 詳細図		○	7. 暖房負荷計算書	
	18. エレベーター設備平面図		○	8. 冷房 〃	
	19. 〃 機械室詳細図		○	9. 電圧降下計算書	必要があれば
	20. 〃 カゴ詳細図			10. 照度計算書	
	21. シャフト詳細図				
○	22 その他必要な図面				

6 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1. 敷地測量図			6. 各種設計資料	
	2. 設計計画図書			7. 基本設計	
	3. 地質、地盤調査資料			8. 既存図面（CADデータ）	
	4. 各種設計基準図		○	9. 既存図面（紙媒体）	
	5. 各種標準図				

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記載した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面に更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物および設計概要は次表による。なお、設計過程において疑義が生じた場合は速やかに監督員に報告し、その解決を図るものとする。

設計予定地	勝浦郡勝浦町大字三溪
名 称	設 計 概 要
横瀬小学校 体育館	<p>(1) 建物構造・規模 構造：RC造 階数：1階建て 床面積：608㎡（空調対象面積：410㎡）</p> <p>(2) 設計主旨 体育館の平時利用に加え、災害発生時における快適な避難所運営に資することを目的とした空調設備の新設を行う。また、空調効果を高めるため、窓への遮熱フィルムを貼付する。</p> <p>(3) 設計概要 ● 平時利用及び災害発生時における避難所運営を考慮すると共に、ライフサイクルコストの低減及び容易な維持管理の実現を勘案した空調設備の整備案（基本計画案）を作成すること。 なお、空調設備のエネルギー源については、ガスとすること。また、遮熱フィルムの材質・性能等を比較検討し、基本計画案に盛り込むこと。 ● 冷暖房負荷計算の条件設定については、監督員との協議により決定する。 ● 詳細設計に取り掛かった後、本工事に係る仮設計画図（機材の搬入出経路図、作業員 動線図、仮囲い図等）を早々に作成し、現地にて監督員・施設管理者を交えて確認を行い、同計画の承認を得ること。 ● 支障物件確認図の作成にあたっては、既存図面（新築・改修）を全て確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線・衛生配管等を洗い出し、図面化すると共に、損傷による施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。また、明らかに本工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。 ● 施設運営及び関連工事間の取合いを考慮した概略工事工程表を作成し、設計図に盛り込むこと。なお、施設運営に影響を及ぼす工程（はつり・停電・断水等）については、工事手順を詳細に記載する等、工事着手後の工程検討が円滑に行えるよう配慮すること。 </p> <p>(4) 概算工事費の提示 本工事に係る概算工事費を基本計画に盛り込むものとする。</p>

9 設計委託履行期間等

履行期間 契約書による。

10 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引き渡し時より町に帰属するものとし、町において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。
また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築確認申請、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者においてすみやかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。